

第5期会津若松市鳥獣被害防止計画（案）への ご意見をお寄せください。

～ 市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ ～

第5期会津若松市鳥獣被害防止計画について、市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。

本計画は、野生鳥獣による農作物被害の防止を目的に被害防止施策等を定めたものであり、本市においては、平成26年度に第1期計画を策定し、現在は、第4期計画（令和5～7年度）に基づき各種対策を進めており、令和8年3月に終期となることから、新たに第5期計画（令和8～10年度）の策定を行うものです。

計画案にご意見がある方は、下記によりご提出ください。

記

1 意見募集期間

令和8年2月18日（水）～ 令和8年3月19日（木）（必着）

2 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

別紙「第5期会津若松市鳥獣被害防止計画に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールにより農林課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

【提出先】 会津若松市農政部農林課

1 直接提出する場合	〒965-8601 会津若松市東栄町 3-46 農林課
2 郵送で提出する場合	上記住所に郵送
3 ファックスで提出する場合	0242-39-1440 (農林課専用)
4 電子メールで提出する場合	norin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

（留意事項）

※意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。

※提出していただいた書面はお返しできません。

※個々の意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。

※お寄せいただいたご意見は公表しますが、その際に氏名などの個人情報が公表されることはありません。

4 閲覧場所・時間

農林課、市政情報コーナー、各支所・市民センター、生涯学習総合センター及び市のホームページで見ることが出来ます。

生涯学習総合センター：午前9時～午後5時（期間中毎日閲覧可）

生涯学習総合センター以外の施設：午前8時30分～午後5時（土日、祝日を除く）

（問合せ先：会津若松市農政部農林課森林林業グループ TEL 0242-39-1254）